

被告準備書面(1)(要約)

平成18年2月3日

- 1 原告ら準備書面(1)「第2」1について
 - (1) 引用の判例は、「所沢の農家」と対象者が特定されていて、報道内容がそれらの者の社会的評価を低下させたことを示しているにすぎない。
 - (2) 原告が引用する裁判例においては、被害者イコール農作物・橋・辞典と言える関係にあり、かつ、それは一般的に理解されやすい。それに対し「フランス語」は原告らが造ったものではなく、本件発言を聞いた一般人が原告らを連想することもあり得ない。
 - (3) 「しがみつく」「笑止千万」などの表現は漠としており、原告を特定して発言したものではない。
- 2 原告ら準備書面(1)「第2」2について
 - (1) (2) の判例はともに、名誉毀損が成立するためには対象者の特定が前提となっている。
 - (3) は上記1(1)のとおり。
- 3 「本件発言は都政とはまったく関係のない事柄であり、かつ、評価或いは意見である。従って、被告の個人的な発言である。」(原文)